

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

極 秘
無 期 限
10 部の内
3 号

底ノ(1)
(外務大臣執用資料)

大臣、國務長官會議發言要領
(案)

昭和44 5.24
アメリカ局

1. 日本周辺の国際情勢と日本の態度
2. 日米両国関係と今のアジアでの役割
3. 沖縄問題

1. 日本周辺の国際情勢と日本の態度

極東における勢力均衡は、本来不安定要因が
多岐にわたり、とらえれば破れ易いが、アメリ
カのなみなみなを努力により今日まで保たれ
ている。これまで米國が朝鮮戦争及びヴィエト
ナム戦争を通じてアジアにおける共産主義の進
出を阻止したことは、韓国及び南越のみでなく、
周辺のアジア諸国にも外国からの脅威に有効に
対処しうるよき国内成長の達成をはかる時間
的余裕を与えたのである。わが国としては深く
これを多とじている。

最近特に注意深く見守る必要があるのは朝鮮
半島、中共及びヴィエトナム情勢であり、これ
らの主要動向及びそれに対するわが国の態度に
つき概観してみたい。

(1) 朝鮮半島

(1) 4月/5月の米軍0/2/機墜落事件で、
プエマ号事件以来再び緊張が高まったが、
北朝鮮の動向については、日本政府として
は次のように考えている。(注、5月/2

日東京領事の AFRAG 常任理事会における
駐日韓国大使の朝鮮半島情勢深刻化につい
ての説明（別途英文参照）

北朝鮮においてここ2、3年来暴力によ
る南朝鮮革命を通じての南北統一論が全面
的に主張されるにつれ、1967年以来軍
事体戦ラインや後方地域における北朝鮮の
武力攻撃行為が飛躍的に増大し、これは米
国に対しても及ぼされ、遂には上記の両不
祥事件となつて現われている。（私は、ま
た、北朝鮮の暴挙の犠牲となつた五〇一
/二/乗組員の家族及び米国民を代表する貴
長官に深甚な哀悼の意を表する次第であり、
同時にこの事件の際に示された米國政府の
沈着な態度に讃辭を呈するものである。）

われわれは本事件における北朝鮮側の意
図について、北朝鮮の内部的要因、すなわ
ち、精神的に極度に緊張した北朝鮮の体制
を維持継続するためたえず武装ゲリラ侵
入、休戦ライン侵犯事件等をくり返さざる

をえたい点を重要視する。ただし韓国の躍
進及び、中ソ対北の激化等を念に1969
年の情勢は、1950年の情勢とは比較に
ならぬ程度に北朝鮮に不利であり、今後当分
有利になるとは考えられず、金日成の焦燥
感が上述の各種暴挙となつて表われている
ともみられる。しかし、北朝鮮に全面戦争
に突入する決意と準備があつたとは思われ
ず、今後とも対韓、対米強硬行動が行なわ
れることを覚悟せねばならぬが、金日成
が全面攻撃を敢ずることはないといふのがわ
れわれの観方である。

④ わが國は北朝鮮とはきつめて友好的の關
係にあり、特に貿易、經濟面での緊密性は
目覚ましいものがあり、國交正常化以来の兩
國間貿易の伸びは平均年50%弱といふ躍
々たる高率である。しかしさらに基本的には
日本政府は、同國が地理上、戰略上わが
國の安全保障に死活的重要性を有すること
にかんがみ、同國に対する武力攻撃の強生

は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであることを強く認識している。従つて日本政府は、同国の独立と安全の保全を援助せんとする米国の勢力を高く評価するとともに、これを強く支持するものであることは周知のとおりである。

(2) 中共

(イ) 毛沢東及び林彪を中核とする中共中央は、本年八月の全大会を開催して、党と政府機構の再建、中央及び地方の党の最高人事及び今後の長期政策の決定に取り組んだが、内部の意見の対立は甚だ、内外の難問多く、政權機構はいまだ安定していない。中共は實際上人民解放軍の軍政下であり、党と政府が軍に代つて国家機能を遂行しうるまでには時間を要し、その後でも党と軍との関係が大きな問題となる。

(ロ) 全大会後も中共は毛沢東を絶対化する教条主義的強硬路線を貫くであるが、具体的政策の実施にあつては、中間派を以

てテクノクラートや国民の消極的抵抗を考慮せざるをえず、著しく非現実的、^{野心的}冒險的政策はとりえないである。

中共の外交機能は次第に回復しつつも、従前どおり米帝國主義反対、ソ連修正主義排撃、各国反動派打倒という對外強硬路線を貫くであるが、その反面戰術的には、「平和共存」政策をも打ち出し、硬を主とし、軟を従とする二面政策を続けよう。特に對ソ強硬態度は堅持され、中ソ関係が早急に改善される可能性はないとみるべきである。いずれにしても、中共が毛沢東絶対主義を貫くが限り、近い将来中共の對外政策に大転換はありえないである。

(ハ) 以上のとき情勢の下に、わが国は御承知のとく中華民国と外交関係を維持しつつ、他方中国大陸との間に経済、文化などの各種の民間交流を継続してきている。文化革命以来中共は日本政府に対する非難、攻撃をますます強化しており、特に日米安

条約の放棄、中華民国との断交という我が国としては到底受け入れられぬ点を強硬に主張している。これに対しては、我が国としては当面従来どおり「政経分離」政策を進めて行くことが、極東情勢の現実に対応した最も妥當な政策であると考えている。なお、国連における中国代表権問題については、貴国とますます緊密に連絡、協議して行きたいと考える。

(3) ヴィエトナム

(1) 先般のNPTの10項目提案及び貴国の新提案が実質的討議のための基礎となり、本問題が平和的解決に向つてさらに進展するようになるより我が国としては期待する点ともに、和平実現のため貴国が払われている御努力に敬意を表するものである。特に貴国大統領がチュウ南越大統領との会談のためお立ち寄りドウハ一帯まで出向されるが、これが平和的解決のための素材を提供するものとなることを期待している。

(2) 我が国としては国内事情によりきわめて限られたものとなるを念には、ヴィエトナム和平達成の過程において、従来より進めてきた南越に対する人道的見地よりする医療協力、あるいは難民用住宅建設等民生安定のための援助を強化したいと考えている。またヴィエトナム和平実現の目途がつき次第、南越を中心とするインドシナ全体における戦災復興と救済のためできるだけ多くの国が協力して総額2億ドル程度の援助を行なう国際協力の方式につき目下検討を加えている。さらにヴィエトナムに将来新たなNPTが設立される可能性にかんがみ、我が国としてはこれに参加を要請されれば、国内法制の許す範囲内で積極的に参加しうるよう検討している。ヴィエトナム和平のための国際会議についても、将来これが開催される場合、我が国に対する参加要請があれば、これに積極的に応じたい。

2 日米両国関係とそのアジアでの役割

(1) 日米両国は過去1世紀以上ともに太平洋国家としてきわめて友好的、かつ、密接な関係を持っており、不幸にも第二次大戦により一時中断されたが、戦後は米国の援助と協力により日本はアジアにおける安定した民主主義国家として成長し、経済的にも国民総生産では米国とほぼ並び、世界第3位の規模にまで発展してきた。かくてこの半世紀の間は日米相互依存、相互協力関係はかつてないほど急速に強化されたのである。

貿易では日本の総輸出額の3分の1は米国向けであり、他方日本は米国にとってカナダに次いで第2番目の大きな輸出市場である。国際政治の分野でも日米両国はしばしば立場を同じくし、緊密に協力し合っている。また政治、経済を含め文化、教育、科学等あらゆる分野での日米間の政府間あるいは民間の交流及び協力関係は深まる一方である。両国はともに自由主義陣営の有力なメンバーとして、

先進工業国家として、また貿易及び経済のパートナーとして自由、かつ、開放された国際関係を可能ならしめる世界の維持といふ共通の利害関係により結ばれている。日本が勢力にして繁栄する米国を必要としているように、米国もまた安定し、かつ、繁栄する日本を必要としている。このよりの日米関係の基本は今後とも永く変わることはないものである。

(2) アジアにおいては日米両国はともに自由主義諸国が平和裡に政治的に安定し、経済的に繁栄する社会を築くことを可能ならしめるようにすることを外交の基本方針としているが、ことでも日米間の相互協力及び相互依存は強まりつつある。

前述のごとく、アメリカの努力により、アジア自由諸国の国内成長が促進され、最近ではさらに域内諸国の連帯及び開発のための地域的協力が注目すべき進展を遂げている。なかでも我が国の提唱した東南アジア開発閣僚会議は、4月はじめのバンコクにおける会合

です。昨4回を重ね、経済開発のための地域協力機構として着実に定着化してきています。さらにはアジア太平洋評議会閣僚会議も参加国間の意見交換と協同事業のための協力を通じて健全な成長を遂げてきており、わが国は来週この会議を主催することになっております。

(3) このよりなアジアの情勢の中にあつて戦後日本の政治的安定と、経済的繁栄を可能ならしめたものは、単に日本人の努力のみでなく、世界の平和を築いてきた米国の「核の傘」を意図せず抑止力と、これを背景とする米国のアジアにおける軍事的プレゼンスにほかならない。わが国の場合、自主的な防衛努力の足らざるを補ふ日米安全保障条約体制は、日本国民の大多数の静かな力強い支持を受けており、今日の厳しい国際情勢の中においてわが国の存立と安全を確保するためには必要不可欠のものである。御承知のごとく、日米安保条約は1970年6月以降日米いづれか一方が1年の予告をもつてこれを廃棄し

るとよくなるのであるが、日本政府としては、国の存立の基礎の一つともいふべき本条約を堅持することは言明したくない。従つて政府は、1970年以降も条約を自然に継続せしめる方針であることをここに本大臣からあらためて貴長官に申し上げます。かかる政府の政策に対し、かねてより1970年を安保廃棄要求の年として準備を進めてきた左翼反体制勢力が、大規模な攻撃の火の手が予想されるが、政府としては断乎として所信を貫く決意である。なお、沖縄問題とも関連し、わが国の内政について後述詳しく申し上げます。

(4) 次に日本による安保条約の実施ぶりにつき一言したい。

(イ) 同条約第3条にいう日本の自衛力の維持発展は、国内政治上の諸問題を克服して着実に進捗しており、過去8年間(注、36年度～42年度)のわが防衛関係支出の平均成長率は年1.55%といふ世界でも例の少ない高率である。これは同期間の国民総生産の伸びが

年平均より若干倍に増加し、この結果陸上及び航空両自衛隊の増強により、在日米陸海軍部隊の撤退が可能となり、また海上自衛隊も15万人に増強され多くの航空機を擁し、世界海軍中屈指の中に数えられる実力をもち至つた。日本の防衛当局は目下昭和47~51年度の第4次防衛力整備計画を立案中で、これによる防衛支出も後に申し上げる洋規の局地防衛計画も含め、現在実施中の第3次防衛力整備計画（昭和42~44年度）の所要見込みの2倍強に上昇させることを考へている。その結果日本は世界的にみてもきわめて高い水準の防衛力を整備することとなる。なお、現在国会中の国会では陸上自衛隊を15万人とすることを軸心とした防衛関係の2法案が種々の政治的障害にもかかわらず近く成立する見込みである。

(4) 条約第6条による日本の基地供与により、米國はその極東における軍事的プレゼンス上至極的重要性を有する陸軍補給兵站基地、海軍主要根拠地（特に横須賀及び佐世保）、空軍の常駐並びに補給中継基地（特に横田及び三沢）及び主要通信中継基地を使用している。高度工業国家たる日本の産業技術に支えられたこれらの基地に代わりうるものは、實に米國西海岸まで行かなければ見出せないものであり、極東における米國の戦争抑止力維持への貢献度は絶大なものがある。近時これらの基地をめぐり各種の問題が発生しているが、政府は米國政府との緊密な協力の下に、共同使用切かえ、その他により時代の進展にあわせるべく善処方を考へており、また暴徒による不法な実力行爲はきわめて優秀な日本の警察力を用い断乎として規制し、これらの基地が最も効果的な機能發揮を常に保証してきたつてゐる。

(5) かくのごとく日本は安保条約を忠実に履

行しており、国際約束は必ずと遵守するとの国是を貫いてきている。日本の経済面での能力を頼みつつ、日本はその憲法上の制約にもかかわらず、米国の極東の勢力均衡を維持する努力を十分に支援しており、米国にとり不可欠、かつ、完全な同盟国としての面目を發揮している。日本はその意味で決して米国の防衛力に「ただ乗り」しているのではなく、逆にその防衛力によって活発的に重要な貢献をしているのである。

付) ところで、日本の安全は日本の周囲の極東の安全と切り離して考えられないものであることはいさまでもなく、すでに朝鮮半島をめぐる情勢に関連して韓国の重要性に目を申し述べたとある。安保条約が日本を含む極東全体の安全のために重要性を持つものであることは日本政府も十分認識している。直接軍事的に極東の安全の維持に貢献しうる立場にない日本政府は、次に申し上げるとく、非軍事的、経済的な

面ですべての自由諸国の政治的な安定と経済的繁栄に貢献すべく最大限の努力を行なっている。

④ なお、以上述べたことに関連して、日本政府は核実験禁止条約の署名を遅からず行なうことを検討している旨、またわが国の18カ国軍縮委員会への加入についての貴国の御尽力を多とする旨を申し上げたい。

⑤ アジア唯一の先進工業国たる日本は、1970年代を通じて、その国民経済の進展に応じてアジアの開発援助を積極的に推進すべく具体的施策を検討中で、先般秋はバンコクにおける東南アジア開発閣僚会議において、わが国の経済成長がかりに過去数年と同様のものであるとするならば、1980年頃の国民総生産は5000億ドル台の規模にも達する可能性があるとの試算を紹介した。わが国はすでに1964年から1967年までの4年間に対外援助の58.6%（政府ベース援助の82%）をアジアに向けてき、1968年には

5億ドルに達したが、これを3年後に倍増し
たといふ先般シドニーでのアジア開発銀行総
会における福田大蔵大臣の発言も、以上のよ
うな積極的意図を表明したものである。

他方、1967年秋の佐藤総理大臣のアジ
ア及び米回訪問の際の懸案たりし対アジア援
助案件は過去2年の間にほとんど解決された。
その第1は、1968年には1億1,000万
ドル、1969年には1億2,000万ドルに
及ぶインドネシア援助であり、第2はアジア
開発の特別基金に対し昨年度は2,000万ド
ルの拠出を行ない、本年度も同額の拠出を行
なうことを考慮している点であり、第3には
ビルマに対する3,000万ドルのプロジェクト
援助であり、第4にはフィリピンに対する
同じく3,000万ドルの道路借款であり、第
5はラオスのヴィエンチャン空港拡張のため
の無償援助である。このほかにも対アジア経
済協力は今後さらに拡大されよう。

(5) 以上は具体的に述べた日米両国の相互協力、
経済関係の現状を述べたが、その日米
関係の基本は今後も変わらないものであり、
日米間にはしばしば見解の相違や懸案が存在し
ても、日米友好関係の枠内で話し合いにより解
決するところがあるのであり、またその努力
は常になされねばならない。

かかる見地から、両国間の貿易、経済上の
諸問題、たとえば繊維品対米輸出抑制の問題、
あるいはおが国の輸入及び外国資本の自由化
の問題などの解決は決して容易でないが、高
い視野に立ち卒直な話し合いと忍耐強い努力に
よりこれを解決して行くべきである。貿易、
経済関係は日米両国間に恒常的につながって
いるものであり、しかも高度に互恵的なもの
である。この分野での問題の解決は一層高い
利益を長期間におたり両国民が享受しうる契
機となることは明らかである。

3. 沖縄返還問題

(1) 上述の貿易・経済関係上の問題は友好関係の存在に伴い常に発生するものといえようが、これらに比し現在日米両国の間で今日最大の問題となつてゐる沖縄返還問題は、いわば第2次大戦の落し子であり、日米友好関係の堅持のため一刻も早く解決を要する緊急かつ危険な問題である。すでに1957年の岸・アイゼンハワー会談で、両国の首脳者の間で取り上げられて以来、歴代の日本の首相と米国の大統領との間で話し合いが行なわれてきたが、第2次大戦後すでに4半世紀を経た今日、未だに日本の領域の一部と100万人の日本国民とが外国の統治下におかれてゐるという状態はきわめて不自然な事である。従つて日米両国がそれぞれ対等のパートナーとしてアジアの安定と繁栄のために相携えて力を尽くして行くためには、このよき戦後処理的な問題をまず解決しておくことが先決である。

(2) 沖縄の祖国復帰は沖縄住民を含む日本国民

により最も露骨にして強力な^経議であり、国民的要求であつて、佐藤総理が「沖縄が返還されない場合は戦後は終らない」と述べた言葉は日本人の気持を端的に表明してゐる。同総理は就任以来日米友好関係の枠内での沖縄の施政権返還実現のため1965年及び67年の2回にわたり訪米して積極的な努力を続け、第2回の会談でジョンソン大統領との間に「日米両国政府が沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に……沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なふこと」に合意し、ことに同問題ははじめて解決へ向つて動きはじめた。本年に入り佐藤総理は、国会の施政方針演説で本年の終りまでに訪米しジョンソン大統領との間に返還についての合意に達する決意であることを披瀝した。私はいわばその先触れとして、貴長官と正式に交渉を開始するため参つたのである。

(3) かくのごとき国民の基本的な気持に根ざす沖縄返還問題がわが国内政上最大の問題とな

つてゐるのは当然である。国内の政府反対ないし反体制勢力は本問題を先に述べた1970年問題と相俟つて倒懸ひいては反米に利用しよつとして懸命である。特に安保条約が自然に継続されるとなれば、これらの勢力の攻撃目標が沖縄に転換されることは言ふを俟たない。仮に沖縄問題の解決が日本国民の期待に反して著しく遅延され、あるいは不完全なものにとどまるとすれば、まさしくこれらの勢力により絶好の事態を招来することとなる。その結果1960年当時を上回る騒ぎよりや、選挙における対米協力を旨とする自民党の退潮等の可能性が出て来るのみならず、国民の米国に対する見方にも悪影響を及ぼすべきこと、これが沖縄現地に波及して種々好ましからぬ事態の起るべきことも予想される。

かくては日米友好協力関係にひびが入らなぬとも限らず、これは不利益かつ不幸なことと言ふまでもない。他方この問題を早期に友好的な話し合いにより解決すれば、日米両国は

困難な領土問題をもセトルし得る関係にあり、かつ一切の戦後処理問題が解消したことが世界中に伝へられ、両国の相互信頼、協力がきわめて強固なものなることが実証されるであろう。

日本政府はヴェトナム紛争が未だ続いており、朝鮮半島の情勢も樂觀を許さない今日、米國政府が沖縄の施政権返還問題を促進させるのが容易でないことは十分認識しているのであるが、米國政府が長期的日米友好協力関係の維持、増進という高度に政治的な配慮から決断を下されることを希望している。

(4) 日本政府は沖縄に存在する米軍基地が日本を含む極東全体の安全のため果たしている役割りを高く評価し、沖縄の施政権返還後もこれらの基地が日米安全保障条約及び地位協定に基づく施設区域として引続き存続することを望んでいる。勿論施政権返還の上は外部からの侵略に対する沖縄防衛の責任は、第一義的には我が国のものとなるので、目下政府内部で

日本による沖縄局地防衛体制の検討を行なっており、これについては別途を説明することとしたい。

沖縄の施政権返還後日本政府は沖縄の米軍基地がその軍事的抑止機能を十分効果的に發揮し続けるようにする責任を引き受けることとなる。この責任を全うするためには、人口稠密な沖縄に散在する米軍基地の特色たる対内的脆弱性もあり、沖縄住民を含む日本国民全体の理解と協力が必要であり、返還後の沖縄の米軍基地の態様はそのような沖縄住民を含む日本国民全体の協力をえやすい形のものであるとする必要がある。日本政府は日本国民の間の(1)核兵器に対する特殊な国民感情、(2)主権国家として自らの行政に責任をもちうるためには、日本は自国領域から行なわれる米軍の戦闘作戦行動には安保条約に基づく協議を事前に受けるべきであるとの考え方、(3)沖縄を返還後本土と差別すべきではないという考え方を十分に考慮することなくしては、国民的な

支持を得ることは困難であると判断している。従つて日本側は、沖縄の返還に際しては安保条約及び事前協議に関する交換公文を含む関連取極が本土におけると同様に沖縄にもそのまま適用されるようにするべきであり、国会の承認を必要とするような特別の取極は避けるべきであると考えている。

(5) この点についての米國政府との間の話し合いの際に最も問題となるのは核兵器と戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用である。

(イ) 核兵器については、返還後の沖縄で常時その配置を認めることはわが國の国民感情よりして到底困難である。現在沖縄にこれが配置されているのであれば返還時までにはこれを撤去されるべきであり、その後は核兵器の持ち込みは事前協議の対象とされるべきであると考え。

(ロ) 戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用についても、返還後は事前協議の対象とされるべきであり、そのような使用の予想される場合について日米共同で検討を行なうべく、この事前協議についての話し合いが、これからの日米交渉の最も中心的課題とされるべきである。貴我双方で考えを出し合ひ、かつ、真剣に協議検討したいが、現に極東防衛の責を担つておられる米側のお考えをまず承るの順序と思ふ。

(6) 本年末の訪米の際総理と大統領との間で合意されるべき事項は次の三つであると思われる。

(イ) 返還の時期

○ 返還協定締結に要する期間及び返還準備に必要な期間を考慮に入れて、できるだけ早い時点に返還が実現するため、遅くも1972年中とすべきものと考え。

(ロ) 返還後の基地の態様の確認

日米安保条約及び事前協議の交換公文を含む関連取極がそのまま本土に於けると同様、沖縄にも適用されることを基本とすべきものであると考える。また返還時までには沖縄基地には核兵器が配置されていないという状態にすること、及び戦闘作戦行動のための基地の使用の際の事前協議の形式について合意に達する必要がある。

(ハ) 復帰準備の大筋の明確化

日米間に返還協定を締結することと平行

して、沖縄の現地で円滑な施政権の引継ぎのための準備を日米琉三者の間で強力に推進しなくてはならないので、そのやり方及びそのための機構などの大筋を定める必要がある。なお問題が複雑多岐にわたるため総理の訪米に先立つて、日米間の協議検討をできる限り早目に進めておくことが望ましい。

(7) 以上を通じて既に御気付きのことと思いが、沖縄の施政権を日本に返還することはただに善悪が明らかでない不自然な状態を是正しその限りで好影響をもたらすにとどまらず、長い目で見て米國に積極的な利益を与えるものである。すなわち100万超える住民に対する行政の責任に伴うエネルギーの消費、そのための本國及び現地における莫大な人費及び経費の負担、巨額にのぼる援助費の支出等が必要なくなり、さらに軍事的にも沖縄の局地防衛及び治安維持の責任から解放されて戦争抑止

能力の効果的な維持に専念することが出来、米國にとって有形無形の利益は限り知れざるものがある。

以上この3日間におたずねお話ししたことの概要を申し上げたが、貴長官のお考えも是非伺いたい。総理の訪米まで僅々数カ月を残すのみである。この間貴方において、巨大な貴國政府のみならず議會方面、その他すべての関係者を納得させるに足るコンセンサスを与えることはいかに難事業であるかはよく解るつもりである。しかし、当方には國民全体の強い気持がとにかく総理以下当事者へのしかかつており、米側に劣らず難かしい局面に臨んでいるのである。戦後25年日米関係の一般機に達しつつある今日、今後永きにわたり兩國関係を磐石の基礎にせよべき大事業にともに挑む貴長官と本大臣とは、協力一致してわれわれの國民の付託にこたえないと思ふものである。

極 秘
無 期 限
10 部の内
10 号

紙 / (2)

(外務大臣訪米用資料)

共同声明書

昭和45年2月
条約局

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権が日本国に返還されたときは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極がそのまま沖縄に適用されるべきであり、その適用にあたりなんらの追加的取極を必要としなからしむこと、このため必要な措置（沖縄に核兵器が存在する場合にはその撤去を含む）が施政権返還までに執られるべきこと、また、施政権返還後は、合衆国軍隊は、同条約及び取極の規定に⁷²従い相互に合意される（沖縄の施設及び区域の使用を許されるべきこと）に意見が一致した。

これに関連して、総理大臣は、日本国の安全は、極東における国際の平和及び安全なくしては十分に維持することからできないもので

あり、したがって、極東の諸国の安全は日本国の重大な関心事であるとの日本国政府の認識を強調した。総理大臣は、日本国政府のかかる認識に照らせば、前項に述べられた懸念による沖縄の施政権返還は^{日本国}極東の諸国の防衛のために合衆国が負っている国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見解を表明し、大統領は、総理大臣と同意見である旨述べた。

(注)

右に開述し、必要に應じ、なんらかの形式により日本國政府の次の立場を表明するとを考慮する。

一 總理大臣は、特に韓國に対する武力攻撃の発生は日本國の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本國政府の基本的認識を明かかし、韓國に対して生じた武力攻撃に対処するため合衆國軍隊が日本國內の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用することについて安保條約第六條の實施に關する交換公文に定める事前協議が行なわれる場合に日本國政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立つて決定されるものである旨を明かした。